

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	林 哲広
登録番号又は法人番号	1 1 4 0 2 3 9 1
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士林哲広事務所
事務所所在地	福岡県福岡市中央区大手門3-1-3 ニューライフ大濠405
処分年月日	令和6年12月23日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>林哲広会員は、令和5年12月から令和6年8月にかけて、多数の顧客から本会に、業務の不完全履行、連絡不通、一方的な事務所閉鎖通知、業務の放棄などの苦情が再三寄せられた。その後本会からの連絡も全く取れなくなった。</p> <p>林会員の一連の行為は、誠実な業務遂行を行っているとは到底いえず、顧客の信頼を大きく損なうもので、行政書士法（以下「法」という。）第10条の規定に違反するとともに、福岡県行政書士会会則（以下「会則」という。）第13条、第48条、第49条及び第50条に違反しており、会則第76条第1項に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>会則第13条第1項 会員は、事務所所在地の変更をしようとするときまたは、会員証を亡失、き損等のため、再交付を受けようとするときは、本会に対し、別表第2号に定める手数料を添えて申請しなければならない。</p> <p>会則第76条第1項 会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>会則第48条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。</p> <p>会則第49条 会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>会則第50条</p>

	<p>会員は、公正迅速にその業務を取り扱わなければならない。</p> <p>会則第78条第1項第3号</p> <p>個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 廃業の勧告</p>
--	---